

一般社団法人近江鉄道線管理機構契約事務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人近江鉄道線管理機構（以下「機構」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約について、公正性、透明性を確保し、かつ競争性を重視した契約を行うことにより、契約の適切な執行と効果的かつ効率的な業務運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 契約責任者は、代表理事とし、機構における売買、賃貸借、請負、その他の契約の責任者とする。
- (2) 経理責任者は、事務局長とし、機構における経理事務の責任者とする。
- (3) 入札執行者は、代表理事が入札案件ごとに指定するものとし、入札を執行する。

(契約方法)

第3条 契約は、競争契約又は随意契約によるものとする。

(契約の相手方の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、契約の相手方とすることができない。また、これを代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ない者

2 前項の規定によるほか、契約の相手方（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときも同様とする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(取引の停止)

第5条 代表理事は、別に定める基準により、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者との取引を停止することができる。

(予定価格の作成)

第6条 次条の規定に基づき、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を定め、その予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 予定価格の設定が困難なとき。

(2) 予定価格（単価を定める契約にあつては、購入等の予定数量に予定単価を乗じて得た額）が500万円を超えないとき。

2 前項の書面は、競争入札による場合においては、これを封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

3 第1項の規定により予定価格を記載した書面の作成を省略した場合であっても、次条の規定に基づく予定価格については適正に定めなければならない。

(予定価格の決定方法)

第7条 予定価格は、当該契約の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約であつて、総額について定めることが困難な場合においては、単価によって、その予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的物について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 前項の予定価格は、代表理事が決定する。

4 予定価格は秘密とし、契約の相手方の決定後においても、これを公表してはならない。

第2章 競争契約

第1節 競争契約の方法

(競争契約及び方法)

第8条 契約の相手方となりうる者が複数いる場合には、競争契約によるものとする。

2 競争契約は次の方式により契約の相手方を決定する。

(1) 一般競争入札

発注等の際に契約の内容を公告し、一定の条件を満たす複数の者に自由に入札させることによって競争させる方式

(2) 指名競争入札

資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者に入札させることによって競争させる方式

(3) 随意契約（複数の者から見積書を徴取するものに限る。）

契約条項その他見積りに必要な事項を示して2以上の者から見積書を徴し競争させる方式

(4) 企画コンペ・プロポーザル

個別に定める要綱に基づき提案方式により実施する次の方式

ア 企画コンペ方式

対象業務に関する具体的な企画提案を審査し、最も優れた企画案を選定する方式

イ プロポーザル方式

対象業務に対する発想、課題解決方法及び取組体制等の提案を審査し、最も適切な創造力、技術力及び経験等を有する事業者を選定する方式

第2節 競争入札

(指名競争入札による場合)

第9条 予定価格が500万円を超える物品の買入、役務の提供及び物件の貸借等（以下「物品役務等」という。）の契約並びに予定価格が1,000万円を超える工事等（修繕並びに工事及び修繕に係る設計等の業務委託を含む。以下同じ。）の契約については、原則として指名競争入札によらなければならない。

2 対象事業の特性等から、一定の条件を満たす複数の者に自由に入札させることが可能な場合は、一般競争入札によることができる。

(指名競争入札の参加者の資格)

第10条 指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号いずれかの条件を有することにより得られるものとする。

(1) 別に定める基準により作成された機構の「競争入札参加有資格者名簿」に登録されていること。

(2) 指名競争入札の参加を希望し、機構がその適格性を有すると認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、現に機構において取引の停止その他の処分を受けている者は、指名競争入札に参加する資格を有しないものとする。

(入札参加者の指名)

第11条 代表理事は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、可能な限り3者以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号の事項をその指名する者に通知しなければならない。

(1) 指名競争入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所

(3) 指名競争入札執行の日時及び場所

(4) 前各号のほか、指名競争入札について必要な事項

3 第1項により指名した者が、開札までの間に、第4条に定める欠格事項に該当する者であることが判明したときは、当該指名を取り消すものとする。

(契約審査委員会への付議)

第12条 経理責任者は、予定価格が500万円を超える物品役務等の契約及び予定価格が1,000万円を超える工事等の契約に関して、前条第1項の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名するときは、別に定める契約審査委員会の審査を経なければならない。

(入札の方法)

第13条 入札執行者は、入札に参加する者に対して、入札書に必要な事項の記載及び記名押印をさせたいえ、あらかじめ指名通知において示した日時及び場所において、入札箱に投入させなければならない。

2 前項の入札は、代理人に行わせることができる。

3 第1項の入札のうち、代表理事が指定するものについては、指名通知等により定める郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）による入札（以下「郵便入札」という。）により行うことができる。

(開札及び再度の入札)

第14条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行わなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 第1項の規定により開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない

とき（第18条第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行うことができる。

4 前項に定める再度の入札は、2回を限度とする。

5 初度入札又は再度入札に参加しなかった者、当該入札が無効とされた者及び当該入札が第18条第2項で規定する最低制限価格未満により失格とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

（郵便入札による開札及び再度の入札）

第15条 第13条第3項による郵便入札を行った場合については前条の規定を適用せず、次のとおりとする。

2 開札は、指定した開札の日時及び場所において別表1に掲げる者のうち1名以上が立ち会うものとする。

3 郵便入札に参加する者で、開札の立会いを希望する者は、あらかじめ開札立会人希望申出書により機構に申し出るものとする。

4 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 第2項の規定により開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第18条第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行うことができる。

6 前項に定める再度の入札は、2回を限度とする。

7 初度入札又は再度入札に参加しなかった者、当該入札が無効とされた者及び当該入札が第18条第2項で規定する最低制限価格未満により失格とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

（落札者がいない場合の随意契約）

第16条 第14条及び第15条において、再度の入札の結果、落札者がいない場合は随意契約の手続きに移ることができる。

2 第15条において、入札執行者が工期等の関係から再度の入札を行ういとまがないと認めるときは同条第5項の規定にかかわらず、随意契約の手続きに移ることができる。

（落札者）

第17条 入札においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、次条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とするすることができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第18条 入札執行者は、工事、業務又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 入札執行者は、工事、業務又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(同価の入札)

第19条 入札執行者は、落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 第15条に規定する開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、同条第2項に規定する者がくじを引き、落札者又は落札候補者を決定することができる。

(入札の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者によるもの
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの
- (3) 入札書に記名及び押印のないもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 他人の代理を兼ね又は2者以上の代理をしたもの
- (5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (7) 入札書が所定の日時までには到達しなかったもの
- (8) その他不正行為があった場合又は入札に関する条件に違反した場合

(入札結果の通知)

第21条 代表理事は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札経過調書の作成)

第22条 入札執行者は、開札した場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

(入札の中止等)

第23条 入札執行者は、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

第3節 随意契約

(随意契約)

第24条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が500万円以下の物品役務等の契約及び予定価格が1,000万円以下の工事等の契約をするとき。
 - (2) 性質又は目的が競争入札に適しないとき。
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
 - (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は落札者がいないとき。
 - (7) 前号のうち郵便入札に付し入札者がいない場合又は落札者がいない場合であつて、再度の入札を行ういとまがないとき。
 - (8) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
- 3 代表理事は、随意契約によろうとする場合は、2者以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその人数を1とすることができる。
- (1) 予定価格が30万円以下のものについて契約をするとき。
 - (2) 保安上早急な対応を要する工事のうち予定価格が250万円以下のものについて契約をするとき。
 - (3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき。
 - (4) 緊急を要するものについて契約をするとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、代表理事が2者以上の者から見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 特に販売価格の定まったものについて契約をするとき。

(2) 小口現金による支払いをするとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、代表理事が契約の性質上見積書を徴取し難いと認めるとき。

(見積書の徴取と契約の相手方の決定)

第25条 代表理事は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約事項その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴取しなければならない。

2 前項の見積書に記載された価格が、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低である者を契約の相手方とする。

3 前項の規定による契約の相手方が第4条に定める欠格条項に該当する者であったときは、相手方の決定を取消し、その者を除き見積書に記載された価格が最低である者を契約の相手方とすることができる。

4 第18条の規定は、本条において準用する。

(随意契約に係る契約審査委員会への付議)

第26条 経理責任者は、予定価格が500万円を超える物品役務等の契約及び予定価格が1,000万円を超える工事等の契約に関して、第24条第3項の規定により随意契約より見積書を徴取する者を選定するに当たっては、別に定める契約審査委員会の審査を経なければならない。

第4章 契約の締結

(契約書の作成)

第27条 契約書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によって該当のない事項については、その記載を要しない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 契約代金の支払又は納付の方法

(4) 履行期限又は期間

(5) 契約履行の場所

(6) 監督又は検査の方法

(7) 契約当事者の契約の履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息の率、違約金及び損害金の額並びに保証金の処分

(8) 危険負担

(9) 契約不適合責任

(10) 契約に関する紛争の解決方法

(11) その他必要と認められる事項

2 建設リサイクル法の対象となる工事及び建築士法第22条の3の3に規定する業務委託については必要な事項を記載しなければならない。

(契約書作成の省略)

第28条 次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額（単価を定める契約にあつては、購入等の予定数量に契約しようとする単価を乗じて得た金額）が250万円以下の契約をするとき。

(2) 物件の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

(3) 物件の買入れの場合において、物件の引き取り後即時に代金を支払うとき。

(4) 国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。

(5) その他代表理事が特別の理由があると認めたとき。

(請書等の徴収)

第29条 前条の場合において、契約の適正な履行を担保するため特に必要があると認められるときは、請書その他これに準じる書面を当該契約の相手方に提出させることができる。

(契約に関する特別の措置)

第30条 代表理事は、必要があると認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の設定等の措置を講ずることができる。

第5章 契約の履行

(契約の期間)

第31条 契約の期間は、原則として、会計年度内とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス又は水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約その他代表理事が別に定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(前金払)

第32条 代表理事は、必要があると認められる場合には、契約の相手方に対し、次の各号の区分に応じ当該各号の金額の範囲内において、前払金を支払う契約を締結することができる。この場合においては、契約の相手方に「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）に定める保証事業会社と前払金保証契約を締結させ、その保証書を機構に寄託させるものとする。

(1) 契約金額が200万円以上の工事請負契約の場合

契約金額の4割を超えない額

(2) 契約金額が200万円以上の業務委託契約の場合

契約金額の3割を超えない額

2 前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払いし、又は返還させることができる。

(中間前金払)

第33条 代表理事は、前条の規定による前金払を行った工事及び業務委託について、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、請負人の請求により当該工事及び業務委託の請負代金の20パーセント以内の額を中間前払金として前払することができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事及び業務委託に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の規定に関わらず、第34条の規定による部分払をしたときは、中間前金払をすることができないものとする。

3 請負人は、第1項の規定により中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ、認定請求書に必要書類を添えて代表理事に提出し、認定を受けなければならない。

4 代表理事は、前項の請求書の提出があった場合において、第1項各号に掲げる要件を具備していると認めるときは、認定調書を請負人に通知するものとする。ただし、出来高の数値に疑義のある場合は、請負人に根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行うことができる。

5 前項の規定により認定を受けた請負人は、中間前払金請求書に保証事業会社の保証証書を添えて代表理事に提出しなければならない。

(部分払)

第34条 代表理事は、契約の状況により、相手方の債務の履行完了前に、その出来高に基づいて、契約代金の一部を支払うことを内容とする契約の締結をすることができる。

2 部分払の金額は、その出来高の10分の9を超えないものとする。

(部分引渡し)

第35条 代表理事は、契約の相手方の債務の履行完了前に、その一部について受渡しを必要とする場合は、当該目的物の一部の引渡しを受けるとともに、その受渡し部分に対する支払いをすることを内容とする契約を締結することができる。

(契約の不履行)

第36条 代表理事は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により契約を履行しないとき、又は契約の履行が契約の相手方の責めに帰すべき事由により不能となったときその他契約の相手方が契約の条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないときは、契約を解除することができる。

第6章 監督及び検査

(監督及び検査)

第37条 経理責任者は、物品役務等及び工事等の契約について、その適正な履行を確保するため、監督員に監督させなければならない。

2 前項に定める監督員は、経理責任者が指定する事務局員とする。

3 経理責任者は、契約の履行の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う場合において行う工事又は製造等の既済部分の確認を含む。）を確認するため、検査員に検査させなければならない。

4 前項に定める検査員は、原則として経理責任者とする。ただし、経理責任者が指定する事務局員とすることができる。

5 監督員と検査員は、原則として兼務することができない。

(監督員の一般的職務)

第38条 監督員は、契約の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立合い、工程の管理、履行途中における使用材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

2 前項の場合において必要があるときは、破壊、分解又は試験によって検査を行うことができる。

(検査員の一般的職務)

第39条 検査員は、契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等の既済部分の確認を含む。）をする場合には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る契約担当者又は監督職員の立合いを求めて、当該給付の内容について検査をしなければならない。

2 前項の場合において必要があるときは、破壊、分解又は試験によって検査を行うことができる。

(監督及び検査に要する費用の負担)

第40条 契約の相手方は、第38条第2項及び第39条第2項の規定による破壊、分解又は試験に要する経費及びこれらの復旧に要する経費を負担しなければならない。

(検査調書の作成等)

第41条 検査員は、第39条第1項の検査を完了した場合には、検査調書を作成し、その結果を代表理事に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約金額が250万円以下の契約に係る検査調書の作成は、これを省略し、請求書又はこれに代わる書類に履行を確認した旨、確認した年月日並びに確認した者の職名及び氏名を記載し、押印することにより検査調書の作成に代えることができる。

(監督又は検査の委託)

第42条 経理責任者は、第37条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、機構職員以外の者に委託して当該契約の監督又は検査を行わせることができる。

2 前項の規定により、機構職員以外の者に委託して監督又は検査を行かせた場合において、経理責任者は、委託を受けた者に当該監督又は検査の結果の確認及び当該確認の結果を記載した書面を提出させなければならない。

第7章 支払い

(支払期日)

第43条 金銭の支払いは、一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(支払方法)

第44条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、この限りではない。

第8章 補則

(補足)

第45条 この規程に定めるもののほか、契約事務に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行する。

別表1 (第15条関係)

愛荘町契約担当課長
豊郷町契約担当課長
甲良町契約担当課長
多賀町契約担当課長

米原市契約担当課長